



かけはし

第66号 (令和2年11月2日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 立田 英人

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 年金局からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！11月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和2年の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付、産前産後期間の保険料免除制度に関する記事を掲載しております。障害年金講座では、前号に引き続き、市区町村の皆様からご照会の多かった事例等を中心に、受付・点検に係る留意事項をご案内しております。ぜひ、日々の業務にご活用ください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第18回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

受付・点検に係る留意事項について
(その3)

です！

受付・点検に係る留意事項について（その3）

かけはし64号から継続して障害年金請求書等の受付・点検に係る留意事項をご紹介します。既にご存知の内容もあるとは思いますが、改めてご案内しますので障害年金事務の参考にしてください。

1. 20歳前傷病に係る障害基礎年金における初診日証明手続きの簡素化

障害年金の請求には初診日の証明が必要ですが、平成31年2月より、20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求については、2番目以降の医療機関の受診日から20歳前の受診が確認できて、かつ、その受診日以前に厚生年金の期間がない場合は、初診日証明手続きの簡素化が可能となりました。

具体的には、

- ① 2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合

⇒ 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6か月前であること

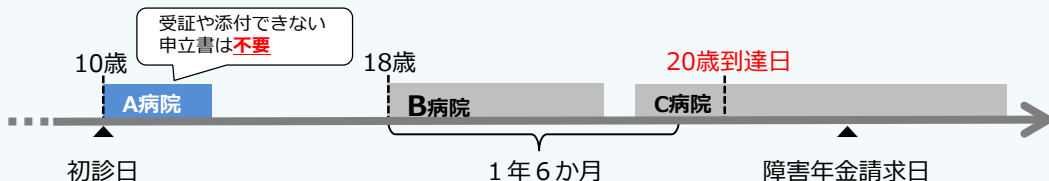
重要
POINT!

たとえば、どのような事例が該当するでしょうか？
具体的な事例として2つの図を用意しました。これは、昨年9月に発行した「かけはし第59号」内の障害年金講座で掲載したものになります。添付書類のご案内に誤りが生じないように、ここでしっかり理解を深めましょう！

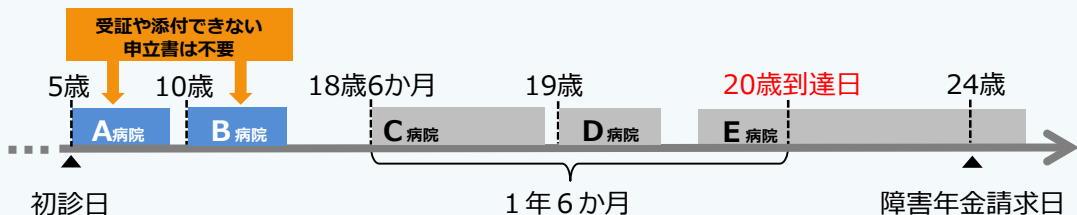


B病院の「受診状況等証明書」で18歳から受診していることが確認できる場合、A病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。

※ B病院の受診から1年6か月経過した日が、20歳到達日のため。



C病院の「受診状況等証明書」が添付されており、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院およびB病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。



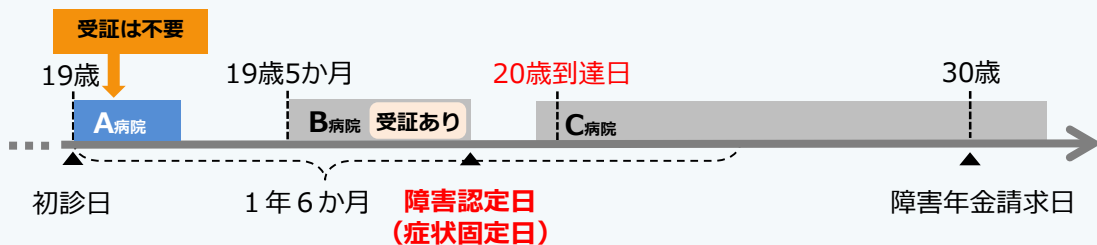
- ② 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6か月～20歳到達日以前
 にあって、20歳に到達する前に病気やケガが治った（症状が固定した）場合
 ⇒ 治った（症状が固定した）場合は、症状が固定した日が障害認定日になるの
 で、2番目以降の受診日が18歳6か月以降であってもかまいません。



①同様、昨年9月に発行した「かけはし第59号」内の障害年金講座で掲載した図を下にお示しました。障害年金事務に初めて携わる方には少し難しく感じるかもしれませんが、今回の内容とあわせて「かけはし第59号」内の障害年金講座もぜひご確認ください。



B病院の「受診状況等証明書」が添付されている場合、A病院の「受診状況等証明書」の添付は不要です。



2. 20歳前傷病に係る病歴・就労状況等申立書記載の簡素化

令和2年10月1日から、20歳前に初診日がある方のうち、次の①又は②に該当する場合は、病歴・就労状況等申立書の記載を簡素化できることになりました。

- ① 生来性の知的障害の場合
- ② 上記1の初診日証明手続きの簡素化を行った場合

解説 ①	① 生来性の知的障害の場合 出生時から現在までの状況について、特に大きな変更があった場合を中心に1つの欄にまとめて記入できる。
	生来性の知的障害の場合は、同じ症状が長く継続することが見込まれるため、特に大きな変更があった場合は、その内容を中心に記載することで、数年毎に区切って記載することを簡素化できるようになりました。
解説 ②	② 上記の初診日証明手続きの簡素化を行った場合 発病から当該医療機関の受診日までの状況を、1つの欄にまとめて記入できる。
	初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、初診日が20歳前にあることが明らかであるため、病歴・就労状況等申立書にまとめて記入することができるようになりました。

参考に「周知用のチラシ」についてご紹介します。

初診日の確認

【表】

- 初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。
- 初診時の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と確認することができます。

初診時の医療機関による証明がない場合の取扱い

第三者が証明できる場合

隣人、友人、民生委員などの第三者が見たり聞いたりした初診日の頃の受診状況を証明できる場合は、この第三者証明書類と本人申立ての初診日についての参考資料により、本人の申し立てた初診日を確認します。

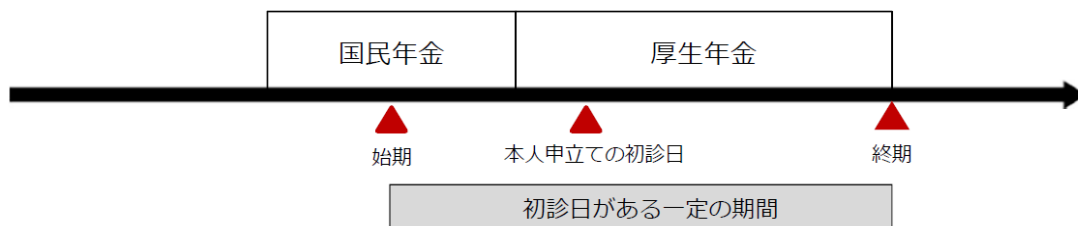
第三者証明書類 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

※原則として、複数の第三者による証明が必要

初診日が一定の期間内にあると確認できる場合

参考資料により初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、この期間について継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、一定の期間の始期と終期を示す参考資料及び本人申立ての初診日についての参考資料により、審査の上、本人の申し立てた初診日を確認します。

(具体例) 一定の期間内に、異なる年金制度に加入している場合(例: 国民年金と厚生年金)



一定の期間の始期と終期を示す参考資料 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

○本人申立ての初診日についての参考資料の例

身体障害者手帳等の申請時の診断書、生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書、交通事故証明書、インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー、健康保険の給付記録

○一定の期間の始期に関する参考資料の例

就職時に提出した診断書、人間ドックの結果(発病していないことが確認できる資料)、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

○一定の期間の終期に関する参考資料の例

2番目以降に受診した医療機関による証明、障害者手帳の交付時期に関する資料

20歳前に初診日がある方へ

初診日を証明する手続きを簡素化できます

次の（１）及び（２）を満たしている場合には、初診日を具体的に特定しなくとも、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（１）２番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合 ※以下の①又は②が該当します。

① ２番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合

障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。

② ２番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）

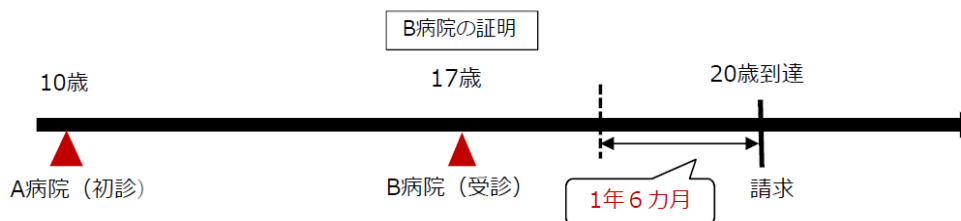
症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

（２）その受診日前に厚生年金の加入期間がない場合

（具体例）

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。

（B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合）



「病歴・就労状況等申立書」の記入も簡素化できます（令和2年10月～）

20歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に該当する場合は、「病歴・就労状況等申立書」の病歴状況の記入を簡素化できます。

- ① 生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入することが可能です。
- ② 上記の初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、発病から証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日までの経過を一括してまとめて記入することが可能です。

※ なお、証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日以降の経過は、通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記載を行うことが必要です。

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和2年10月から令和3年2月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和2年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施 (ターンアラウンド申請用紙の送付)
- (定例) 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書の送付
→ 詳細は、本誌8頁から16頁をご確認ください。
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書 (ターンアラウンド様式) の送付

令和2年 11月

- (定例) マイナンバー未収録者リストの送付
→ 詳細は、本誌18頁をご確認ください。
- (定例) ねんきん月間・年金の日 (11月30日)
→ 詳細は、「かけはし」第65号の21頁をご確認ください。
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書 (催告状) の送付
→ 詳細は、本誌19頁から21頁をご確認ください。

令和2年 12月

- (定例) 年末収納対策用納付書の送付

令和3年 1月

- (定例) 源泉徴収票の発送
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせいたします。

令和3年 2月

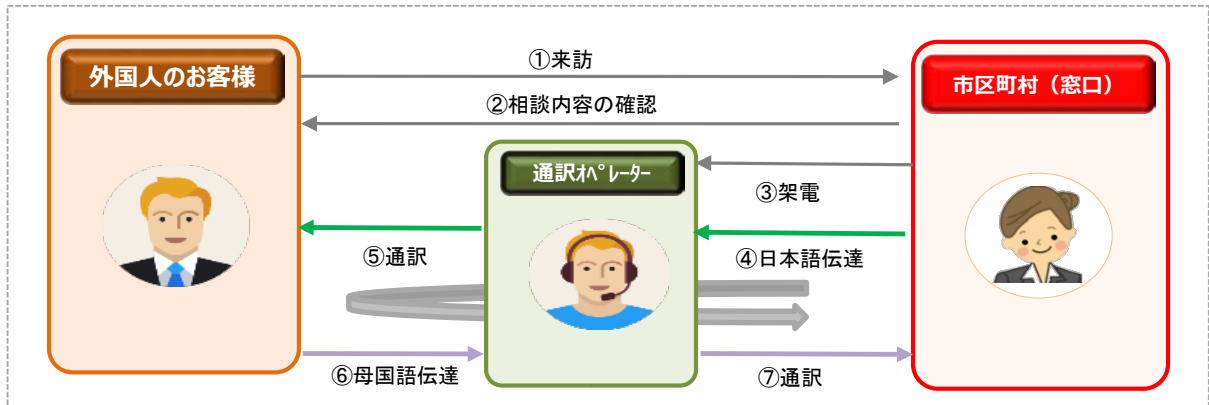
- (定例) 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせいたします。

市区町村における多言語通訳サービスの利用開始について

(事業推進統括部)

日本年金機構で実施している「電話による多言語通訳サービス」の利用拡大を行い、令和2年10月1日より市区町村においてもご利用いただけるようになりました！

<サービス利用図>



対応言語

- ・英語 ・中国語 ・韓国語 ・スペイン語 ・ポルトガル語 ・タガログ語
- ・ベトナム語 ・タイ語 ・インドネシア語 ・ネパール語

利用市区町村数

441市区町村（令和2年10月1日時点）

ご利用における留意点

- ・国民年金業務に係る相談対応以外にはご利用できません。
- ・通訳オペレーターは年金業務にかかる専門的な知識を持っていないため、利用される場合、できる限り簡単な日本語を使用してください。



サービスのご利用を検討されている市区町村の皆様へ

サービスのご利用には事前のお申し込みが必要ですが、今期の利用申込は終了しました。次期（令和3年10月1日利用開始予定）の利用申込については、改めてお知らせいたします。



**令和2年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
(特定事業部・国民年金部)**

「かけはし」第65号でもお知らせしましたが、令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和2年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています(令和2年10月31日に本部から発送)。

所得税及び住民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

発送時期	対象者
令和2年10月31日	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月5日 (※)	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 〔令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。〕

※令和3年2月5日発送予定の控除証明書については、次号のかけはしで詳細を説明します。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する概要、よくあるご質問(Q&A)等については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)内に控除証明書の説明ページを設け、ご案内していますので、是非周知等にご活用ください。

日本年金機構ホームページには、年金についてお役に立つ情報がたくさん掲載されていますので、是非ご活用ください!



同ホームページでは、控除証明書に関するよくあるお問い合わせに24時間自動で回答する相談チャットを開設しています。同ホームページ内のバナーから専用ページへご案内いたします。

また、今年から日本年金機構公式Twitterでも控除証明書についての情報をツイートしています。

具体的な質問に対しては、ねんきん加入者ダイヤル（下記をご参照ください）にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

■ 問い合わせ先の名称
「ねんきん加入者ダイヤル」

■ 電話番号
(ナビダイヤル) 0570-003-004
050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525



〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
- ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00
- ・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「(東京) 03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

次のページ以降に令和2年の控除証明書のレイアウトを掲載します。昨年からの主な変更点は次のとおりです。

変更点	変更内容
音声コードの追加	視覚障害のあるお客様が控除証明書の主旨やお問い合わせ先を確認できるよう、控除証明書を封入する封筒やシーラーハガキに音声コードを印字しました。
相談チャット案内用二次元コードの追加	日本年金機構ホームページ内の控除証明書相談チャットへのアクセスを容易にするため、証明書にリンク先の二次元コードを印字しました。
デザインの一部変更	証明書の内容を見やすくするために、証明書のデザインの一部を変更しました。

※再発行分②の様式（16ページ）については昨年から変更はありません。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）
（10月31日発送用おもて面）

料金後納郵便 親展

様

重要
年末調整・確定申告で必要になる、大切なお知らせです。

日本年金機構
Japan Pension Service 東京都杉並区鷹井西三丁目5番24号
〒168-8505

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

→ 社会保険料控除の申告の際は、こちらを切り取ってご使用ください。 →

様

社会保険料 控除証明書
(国民年金保険料)

納付済額 **納付済保険料の証明額** 円

●「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までに納付された保険料額です。
(ご参考)

●「②見込額」欄は、10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額

●「③合計額」欄は、①納付済額+②見込額
(②見込額がある場合に表示)

●以下の場合には、②見込額・③合計額が表示されません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和3年9月までは令和4年9月までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間がある場合

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 住所

令和2年中(令和2年1月1日から令和2年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和2年10月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印

様

納付状況の内訳

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月												

●「済」は令和2年中に納付された月を、「見」は令和2年中に納付が見込まれる月を示しています。
●11月分保険料(口座振替)の早期の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

- 「③合計額」欄を申告してください。
- 「①納付済額」欄に記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付して申告してください。

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

2010.1034.008 X

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）
（10月31日発送用うら面）

ご本人様控

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 _____ 様
基礎年金番号 _____

令和2年中(令和2年1月1日から令和2年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。
(令和2年9月30日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額	
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が予定される保険料額	
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	

(ご参考)

	納付済額	
10月		
11月		
12月		

納付状況の内訳

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月												
年												

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
ご家族の保険料も控除の対象となります。
・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。
令和2年内に納付された保険料は令和2年分として申告できます。
・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納付された保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要とされます。なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
・領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、左記の「ねんきん加入者ダイヤル」までご連絡ください。

保険料納付は、口座振替が便利！

毎月の口座振替を早期にしてお得です。
口座振替なら早期納付(当月保険料の当月引落)があり、毎月の保険料額が50円割引になります。
保険料は口座振替で前納されるも、もったお得です。
前納は6カ月前納、1年前納または2年前納により納めることができます。口座振替での前納は、毎年2月までお申し込みの期限です。
詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

**お問い合わせは『控除証明書相談チャット』
または『ねんきん加入者ダイヤル』へ**

1. 一般的なご照会
▶控除証明書相談チャット
* 日本年金機構ホームページでは、控除証明書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応いたしますので、右記の二次元コードよりぜひご利用ください。
日本年金機構ホームページは <https://www.nenkin.go.jp/>

2. 具体的なご照会

▶ねんきん加入者ダイヤル
050から始まる電話でおかけになる場合は【東京03-6630-2525】
＜受付時間＞
月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
●ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
●103-6680-2525の番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
●10870Jの番号の103番線したり、市外局番を付けて南進い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内割にありません。」
矢印の方向へタッチすると「お知らせ」が表示されます。
(赤に書かれている場合は、よく読んでからがはがしてください。)

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

（10月31日発送用おもて面）

様

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

二次元コード

一般的・定型のご照会は『控除証明書相談チャット』へ
日本年金機構ホームページでは、
控除証明書に関するよくあるお問い合わせに
自動でお答えする相談チャットを開設しています。
24時間いつでも対応していますので、
右記の二次元コードよりぜひご利用ください。

2010 1034 009

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書【ご本人様控】

被保険者氏名
基礎年金番号
令和2年中（令和2年1月1日から令和2年9月30日）の納付済保険料額

様

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

各年に分けて申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円
	円
	円

●「済」は、令和2年中に納付された月を示しています。

↓ 社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。 ↓

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

様

証明日：令和2年10月1日
令和2年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

様

証明日：令和2年10月1日
令和2年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

様

証明日：令和2年10月1日
令和2年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

（10月31日発送用うら面）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、令和2年10月1日です。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象となります。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合は、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証）の添付等が義務付けられています。
- 令和2年以内に納付された保険料は令和2年分として申告できます。
この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納付された保険料分の「領収証」も申告書に添付等が必要です。
なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
- 再発行について
再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル(TEL: 0570-003-004)』までご連絡ください。
- 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納により納付された国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。
* (2)の方法により控除を受けた場合、(1)の方法による控除に戻すことはできません。
また、令和3年に令和3年分と令和4年分をまとめて控除することもできません。
(1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年に分けて申告する場合）
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例のように算出されます。

例1 口座振替で24か月分（令和2年4月分から令和4年3月分）381,960円を前納された場合

- ① 令和2年の控除対象額
(令和2年4月から令和2年12月分までの9か月分)
 $381,960円 \times 9か月 / 24か月 = 143,235円$
- ② 令和3年の控除対象額
(令和3年1月から令和3年12月分までの12か月分)
 $381,960円 \times 12か月 / 24か月 = 190,980円$
- ③ 令和4年の控除対象額
(令和4年1月から令和4年3月分までの3か月分)
 $381,960円 - ① - ② = 47,745円$

例2 納付書で20か月分（令和2年8月分から令和4年3月分）321,550円を前納された場合

- ① 令和2年の控除対象額
(令和2年8月から令和2年12月分までの5か月分)
 $321,550円 \times 5か月 / 20か月 = 80,388円$
- ② 令和3年の控除対象額
(令和3年1月から令和3年12月分までの12か月分)
 $321,550円 \times 12か月 / 20か月 = 192,930円$
- ③ 令和4年の控除対象額
(令和4年1月から令和4年3月分までの3か月分)
 $321,550円 - ① - ② = 48,232円$

申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

* 本証明書は（2）の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

- 「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までに納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
・ 令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

- 「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までに納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
・ 令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

- 「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までに納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
・ 令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

◆送付する控除証明書の様式（再発行①）

（おもて面）

料金後納
郵便
親展

社会保険料 控除証明書
(国民年金保険料)

重要 年末調整・確定申告で必要になる、大切なお知らせです。

差出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

再発行

被保険者氏名
住所

年中(1月1日から 月 日までに)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 年 月 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

印

年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円	甲
-------	------------	---	---

●「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年12月31日(または証明日)までに納付された保険料額です。

(ご参考)

②見込額	証明日以降 納付が見込まれる保険料額	円	中
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合にのみ表示)	円	円

●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
 ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 ・令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
 ・保険料の未納期間がある場合 など

納付状況の内訳

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月												

●「済」は令和2年中に納付された月を、「見」は令和2年中に納付が見込まれる月を示しています。

●11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日(口座振替日)のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

●「③合計額」欄を申告してください。
 ただし、「③合計額」欄に記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。

●令和2年12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

2011 1034 011

◆送付する控除証明書の様式（再発行分①）

（うら面）

ご本人様控

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 _____ 様

基礎年金番号 _____

年中(1月1日から _____ 月 _____ 日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

(作成日) _____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	作成日以降 年中に納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

(ご参考)

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象となります。

- ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

- ・国民年金保険料について社会保険料控除の運用を要するには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証書の添付等)が義務付けられています。

令和2年以内に納付された保険料は令和2年分として申告できます。

- ・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。
- ・あとから納付された保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
- ・領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、左記の「ねんきん加入者ダイヤル」までご連絡ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！

毎月の口座振替を早割にすることでお得です。

口座振替なら早割制度(当月保険料の当月引落)があり、毎月の保険料額が50円割引となります。

保険料を口座振替で前納されることもお得です。

前納は6月前納、1年前納または2年前納より納めることができます。口座振替での前納は、毎年2月末までお申し込みの期限です。詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

和 友 社 郵 編

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』

または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1. 一般的なご照会

▶控除証明書相談チャット

*日本年金機構ホームページでは、控除証明書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、右記の二次元コードよりぜひご利用ください。

日本年金機構ホームページは <https://www.nenkin.go.jp/>

2. 具体的なお照会

▶ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は、直連03-6630-2525

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 祭日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- おダイヤルは、一般の加算電話からおかけになる場合は、全道どこからでも市内通話料までご利用いただけます。ただし、一般の加算電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。
- 03-6630-2525の番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
- 「0570」の最初の10桁を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせ」は内側にあります。」

※お問い合わせは、お電話からではなくはがきでください。

(水)に書かれている場合は、お電話からではなくはがきでください。

15 November2020 <Vol.66>

◆送付する控除証明書の様式（再発行分②）

基礎年金番号

ご家族の国民年金保険料を納付している方へ
=ご家族の保険料も控除の対象となります=

世帯主は、家族の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。また、夫婦も互いの保険料を連帯して納付する義務があります。連帯納付義務者が納付した国民年金保険料は、納付した方が申告することができます。

様

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名 _____ 様

あなたが、 _____ 年中(1月1日から _____ 月 _____ 日)に納付した国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

年中の納付済保険料額

①納付済	納付済保険料額の証明額	円
------	-------------	---

(ご参考1)

②見込額	証明日後から、 _____ 年中に納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	見込額を含む合計額 (①納付済+②見込額)	円

【②見込額】について

※ 以下の場合は、②見込額を表示しておりませんのでご了承ください。

- ・既に他の年金制度(厚生年金保険等)の被保険者となっている場合
- ・年度末までの保険料を前納されている場合
- ・保険料の未納期間があるなど、今後の納付が予測できない場合 など

なお、1月下旬以降の再発行につきましては、前年分の納付済額が確定していますので、この場合も見込額は表示されません。

(ご参考2)

上記「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料額を合計しています。

また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料額の合計額です。

※ 保険料の納付期限は、翌月末日(末日が休日等の場合は翌々月の最初の営業日)です。

印

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課

左記の「①納付済」欄の証明額は、 _____ 年1月1日から12月31日まで(または証明日まで)の間に納付していただいた保険料額の総額です。

左記の「②見込額」欄の額は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付いただいた場合の保険料額を表示しています。

左記の「③合計額」欄の額は、「①納付済」欄の額に「②見込額」欄の額を加えた額です。この「③合計額」または「①納付済」欄の額で申告される場合は、申告書にこの証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。

○口座振替で毎月納付されている方へ
保険料の納付期限は、翌月末日(末日が休日等の場合は翌月最初の営業日)です。このため、11月分保険料(早割の方は12月分保険料)の納付期限は、12月31日が休日のため、翌年最初の営業日(1月4日など)となりますので、その保険料は、この証明の対象とはなりません。(翌年分の控除対象となります。)

○社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
左上の「①納付済」欄の額または、「③合計額」で申告される場合は、申告書を提出する際に、この証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。
ただし、12月31日までの間に、左記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左上の「①納付済」欄の額(②見込額がある場合は、「③合計額」の額)に加算した額を申告してください。その際は、加算した分の領収証書も添付等が必要となります。

年	納付対象月												
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

令和2年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について (特定事業部・国民年金部)

1 3月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除（複数年分に分けて申告する場合）

(1) 全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は切り離さず添付して申告してください。

申告額は、③合計額（③合計額に記載がない場合は①納付済額）となります。

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する方法を選択する場合 (複数年分に分けて申告する場合)

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の申請書のうち、令和2年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、令和3年、令和4年の申告時に使用しますので、大切に保管をお願いします。

申告額は、複数年に分けて申告する場合、証明額となります。

【例】口座振替にて24か月分（令和2年4月分～令和4年3月分）381,960円を前納した場合

- ① 令和2年に控除の対象となる額

（令和2年4月分～令和2年12月分までの9か月分）

$$381,960円 \times (9か月 / 24か月) = 143,235円$$

- ② 令和3年に控除の対象となる額

（令和3年1月分～令和3年12月分までの12か月分）

$$381,960円 \times (12か月 / 24か月) = 190,980円$$

- ③ 令和4年に控除の対象となる額

（令和4年1月分～令和4年3月分までの3か月分）

$$381,960円 - 143,235円 - 190,980円 = 47,745円$$

※ 分割して申告をご希望の場合、3年分3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することは出来ませんのでご注意ください。

上記の例の場合、令和2年に分割して申告を行った場合（9か月分）、翌年に残りの年分（15か月）をまとめて令和3年に申告することはできません。

令和2年、令和3年、令和4年の3年分に分けての申告が必要です。

マイナンバー未収録者にかかる国民年金関係報告書等の提出のお願い (年金記録企画部)

令和2年11月16日(月)に、日本年金機構(以下「機構」という。)において基礎年金番号とマイナンバーを紐付けすることができない被保険者(以下「未収録者」という。)が存在する市区町村様宛てに、機構が管理する未収録者の情報を収録した「マイナンバー未収録者リスト」を送付する予定です。

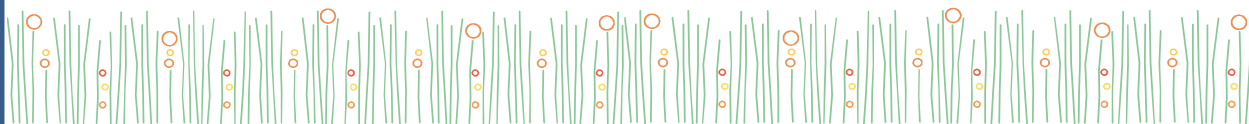
本事業は例年8月に実施していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策にかか
る状況を踏まえ、実施を延期していました。

新型コロナウイルス感染症対策は引き続き必要な状況ですが、添付書類の省略による被保
険者の負担軽減や貴市区町村への所得情報等の照会件数の削減等のためには、未収録者を
解消する必要があることから、対象者を必要最小限とした上、今年度においても本事業を
実施することといたしました。

ついては、「マイナンバー未収録者リストでお知らせする未収録者にかかる住民基本台
帳の確認」及び「貴市区町村で基礎年金番号を管理されている未収録者全件にかかる国民
年金関係報告書等の提出」について、ご協力をお願いするものです。

なお、事務の詳細については、マイナンバー未収録者リストに同封する資料をご参照く
ださい。

業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。



産前産後期間の保険料免除制度に係る制度周知について

(国民年金部)

次世代育成支援の観点から、平成31年4月から国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料を免除する制度がスタートし、1年半が経ちました。



この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

産前産後期間の保険料免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されますので、通常の保険料免除制度より有利なものとなっています。このため、既に免除を受けておられる方でも手続きをしていただくメリットがあります。

また、出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後においてはいつでも届出が可能のため、出産日が平成31年2月1日以降の方で届出がお済みでない方は、今からでも届出をすれば免除を受けることができます。

日本年金機構では、この制度をぜひとも対象となる方にご利用いただきたいと考えており、この度、新たにリーフレットを作成し、厚生労働省から都道府県母子保健担当課、市区町村国民年金担当課に、制度周知の協力を依頼させていただいています。

制度周知に当たっては、特に母子保健手帳の交付の際にリーフレットを配布していただくことが効果的と考えています。市区町村国民年金担当課におかれては、母子保健担当課とも連携の上、制度の周知・広報にご理解、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

なお、リーフレットが不足する際には、お手数ですが管轄の年金事務所にお申し付けください。

新たに作成したリーフレットを次頁に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

現在、保険料免除制度を利用して
いる方も手続きしてください！

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者[※]が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。



※ 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人

免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

	保険料負担	年金受給額	
国民年金納付者 [※] ※ 現在まで金額納付の方	納付	国庫負担分	保険料分
現在の免除制度 (金額免除の場合)	免除	国庫負担分	なし
産前産後期間の 免除制度	免除	国庫負担分	保険料分

■ 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

国民年金の保険料免除は金額免除の場合、将来の給付額は金額納付時と比べ2分の1となります。

■ 産前産後期間は付加保険料が納付できません。

■ 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。

届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。(裏面参照)
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住いの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。郵送でも手続きできます。

保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
 - 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。
- * 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

■ 免除対象期間 [色の付いた部分が免除期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定日 [※]	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

※届出が「出産後」の場合「出産日」

よくあるご質問

Q1 出産後の届出はできますか？

A1 出産後も届出ができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から翌々月までの6か月間となります。

Q2 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか？

A2 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

Q3 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときどのような期間として扱われますか？

A3 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q4 産前産後期間も将来の年金受取額を増やすために付加保険料を納付したいのですが…。

A4 産前産後期間は、他の免除制度とは異なり付加保険料を納付できます。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は戻ってきますか？

A5 保険料を前納されている場合、支払った保険料は全額還付（返金）されます。

手続きに必要なもの

1 申出書

日本年金機構ホームページ【国民年金被保険者関係届書（申出書）】からいつでもダウンロードし、利用できます。年金事務所または、市区町村の国民年金担当窓口に備え付けています。

○個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届書を提出の場合、個人番号カード（マイナンバーカード）を提示ください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示ください。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面または①および②のコピーを添付してください。

2 母子健康手帳など※1（出産後は、市区町村で確認ができるため不要です）※2

※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

※2 別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

【国民年金被保険者関係届書（申出書）】
緑枠が、記入箇所になります。

本年8月、全国都市国民年金協議会から厚生労働省年金局へ「国民年金制度改善についての要望書」が提出されました。これに対し、令和2年10月に厚生労働省年金局から回答が示されましたので、下記のとおり情報提供いたします。



1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市区町村と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市区町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下を招いたり、不信感を持たれたりすることにつながっている。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、今まで窓口で行っていた届出等についても郵送で行う事務が増え、さらに、マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始されたことにより、日本年金機構は住民基本台帳や課税台帳等の公簿情報を取得できるようになったことから、住民が市区町村窓口へ直接出向く必要は減少し、それに伴い市区町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考える。

このような状況を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを要望する。

あわせて、一元化を図るに当たっては、住民サービスや利便性確保の観点から、希望により日本年金機構の出先窓口を市区町村庁内に設置できるようにすることも、検討すること。

さらに、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の(2)から(4)までの事項について早急に対応されたい。

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしております。

これについては、市区町村が住民にとって身近な窓口であることや市区町村窓口で行う他の手続と同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

今後とも、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国(厚生労働省年金局及び地方厚生(支)局)及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、業務に取り組んでいくことが肝要であると考えていますので、引き続きご協力をお願いいたします。

要
望

回
答

(2) 障害年金事務の窓口一元化

要望

障害年金事務については、障害内容及び年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とするが、比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて担当せざるを得ない市区町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況であり、窓口対応に長時間を要するだけでなく、書類不備による返戻等も多く、結果的に請求者の負担を増やすこととなっている。

また、障害年金事務については、個々の症状によって様々な状況に応じた判断が必要となる上、受付や相談に長時間を要するため、市区町村職員の負担もますます大きくなっている現状である。

請求者及び市区町村職員の負担を減らすためにも、請求から審査決定までの事務が円滑に進み、速やかに裁定が行われるよう、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

なお、障害年金事務の窓口一元化まで時間を要するのであれば、改善の見込めない重度の知的障害者などの更新期間を長めに設定する、あるいは永久認定するなどの制度改善を早急に検討されたい。

回答

障害基礎年金の裁定請求書の提出先については、年金受給者の方にとっての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務としてお願いしているところで

す。障害基礎年金の裁定請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が過度の負担とならないよう、市町村窓口において使用する「わかりやすい説明を行うためのツール」並びに国民年金障害基礎年金受付・点検事務手引を作成するとともに、市町村向け情報誌「かけはし」において、窓口業務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載しているところですが、窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市町村からのご照会やご要望も踏まえ、さらなる内容の充実に努めてまいります。

また、更新期間については、本年9月に取りまとめた障害年金業務統計におけるデータや実際の認定事例等を踏まえつつ、更新期間の設定方法の改善に向けた検討を行ってまいります。

今後とも、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考えておりますので、引き続きご協力を宜しくお願いします。

(3) 障害年金請求書不備の場合の本人への直接返戻

要望

障害年金センターが設置されて以降、市区町村における形式審査に不備がない場合でも、日本年金機構の事務処理上の都合（外字登録・請求後の住所異動による請求書の書き換えなど）による返戻、診断書の内容に関する説明を含めた返戻など、形式審査の範囲を超えた対応を市区町村に課す事例が増え、対応に苦慮している。

請求者への十分な説明責任を果たすためにも、市区町村での受付時に不備がない場合は、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう早期に変更すること。

回答

障害基礎年金の請求の受付に関する事務につきましては、年金受給者の方にとっての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務として、その点検審査・受理をお願いしているところです。

ご指摘を頂きました、市区町村における形式審査に不備が無い方が返戻された場合についても、
・文書ではなく対面での相談を希望される方も相当数いらっしゃると思われ、
・障害をお持ちの方の立場に立ち、できるだけきめ細かな対応を行うためにも、市区町村での返戻対応をお願いしているところであり、ご理解とご協力をお願いします。

(4) 研修及び情報提供の充実

要望

住民サービスの向上を図るため、市区町村職員の知識確保の機会として、厚生労働省及び日本年金機構主催の研修をより充実されたい。

市区町村職員は、頻繁に人事異動があることから、新規制度の説明会に限らず、従来制度の運用に関しても研修を実施するなど、更なる充実を図るよう要望する。

なお、研修等の開催に当たっては、市区町村の予算計上が可能な時期までに周知することを重ねて要望する。

また、被保険者及び受給者へ送付される書類について、問合せが多数寄せられる市区町村に対しても事前に情報提供をするとともに、市区町村での窓口業務を円滑に行うため、ねんきんネット可搬型窓口装置の最新のマニュアルの提供及び操作研修の実施を図られたい。

回答

ご要望の研修等の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の事情も考慮し適切な方法等を検討しつつ、今後も日本年金機構と連携を図り、実施とその充実に努めてまいります。

被保険者及び受給者へ送付される書類の情報提供については、日本年金機構から市区町村の国民年金担当者に向けた情報誌「かけはし」で事前に行っているほか、今後は、日本年金機構ホームページの「市区町村国民年金担当者向け情報」の充実を図るとともに、引き続き、市区町村に対する情報提供に努めてまいります。

また、ねんきんネット可搬型窓口装置につきましては、最新のマニュアルを提供するとともに操作研修を実施してまいります。

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

要望

本来、法定受託事務である国民年金事務費は、超過負担が発生しないことが前提であるが、超過負担の発生により国民年金事務従事者の削減や協力連携事務の縮小を余儀なくされ、市区町村における円滑な事務の執行に支障をきたしている現状から、国民年金事務に要した経費全額を支給するよう強く要望する。

また、上限額を撤廃し、決算報告後に超過額を交付するなど、市区町村での補填が出ないよう早急に見直しを図られたい。

あわせて、超過負担が解消されないのであれば、法定受託事務内容の縮減若しくは簡素化を図るよう検討すること。

回答

国民年金等事務費交付金については、これまでも市町村の超過負担が解消されるようご要望いただいているところであり、事務費交付金をより適切に交付できるよう、令和元年度において、総務省と厚生労働省の二省合同で国民年金等事務費交付金実態調査を実施したところです。本調査の結果を踏まえ、市町村の実態をより反映した適切な交付額となるよう、法定受託事務に係る経費のうち、従来の基礎年金等事務費の算出方法を第1号被保険者のみに着目する算定方式から、令和2年度より第1号被保険者数・受給権者数・保険料免除者数に着目する算定方式に変更することとしました。

引き続き適切な予算の確保に努めるとともに、市町村における国民年金事務に係る負担軽減のため、必要な検討を行ってまいります。

(2) 算定基礎及び算定項目の見直し

算定基礎項目である第1号被保険者数は減少しているが、雇用形態の変化に伴い資格異動手続を短期間で繰り返す被保険者の増加や、外国人対応、障害基礎年金に係る相談等、窓口対応は多様化・複雑化している。

要望

さらに、職員定数の削減及び事務効率化の観点から、窓口業務の委託や正規職員以外を採用する市区町村も増加傾向にあるが、現状の算定方法では、正規職員以外の人件費が交付金に反映されておらず、市区町村での超過負担が更に拡大するという現象が生じている。

国民年金事務費交付金については、国民年金等事務費交付金実態調査の結果を踏まえ、交付金の算定基準が改正されたところであるが、市区町村での超過負担が解消されるよう、算定方法の抜本的な改正を要望する。

回答

算定基礎額及び算定項目については、市町村の実態をより反映したものとするため、令和元年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、令和2年度から算定方法を変更したところです。引き続き適切な予算の確保に努めるとともに、市町村における国民年金事務に係る負担軽減のため、必要な検討を行ってまいります。

(3) 事務費交付金等の事務軽減

交付金申請や決算に係る事務は複雑かつ膨大であり、短い期間での報告となることから、市区町村の負担が非常に大きいため、簡略化を図ること。また、交付金変更に係る通知については各市区町村の予算編成時期を考慮すること。

要望

また、昨年実施された、5年に1度の「国民年金等事務費交付金実態調査」については、調査内容が膨大であるにもかかわらず、事前の通知等がなく、調査期限が非常に短かったため、他の業務と並行しての作業となり、市区町村の職員にとって、非常に負担が大きかったことから、今後、複雑又は煩雑な調査等を行う際には、市区町村の予算編成時期を考慮した上、早い段階での周知を行うとともに、他の業務と時期が重ならないよう配慮していただきたい。

さらに、厚生局や年金事務所等で把握できる項目の削除も併せて検討されたい。

回答

交付金申請に係る事務については、市町村における事務負担の軽減のため、令和2年度より事務実施件数に係る集計期間の終期を12月末日とし、申請に係る事務作業の実施期間の始期を前倒しすることにより、市町村における申請に係る事務の作業期間を延伸するよう変更を行ったところです。

引き続き市町村における交付金申請事務に係る事務負担を軽減するよう、ご意見を伺いながら検討してまいります。併せて、交付金に関する通知についても、適切な時期の発出に努めてまいります。

令和元年度に実施した国民年金等事務費交付金実態調査の実施にあたりましては、調査期限が短い中ご協力いただきありがとうございました。次回以降の実態調査におきましては、市町村の事務負担が軽減されるよう、また調査等が円滑に実施できるよう、ご指摘の点につき改善してまいります。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権による資格取得について

要望

老齢・退職を理由とする年金の受給資格期間を満たした厚生年金保険被保険者が65歳に到達した場合において、扶養される20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金第1号被保険者の資格取得手続が必要であるが、その手続が必要なことを把握する対象者は、少ない。このように第1号被保険者の負担軽減及び行政手続の簡素化等の観点から、該当になる事実が確認できるときは、資格取得届の提出を待つことなく職権による資格取得処理を行うことを要望する。

また、海外転出入時に年金関係の各種届書提出漏れ等により、不適切な資格管理となっている場合がある。海外転出入情報についても情報連携の対象とし、日本年金機構が適正な資格管理となるように職権適用・職権削除を実施すること。

さらに、令和元年10月から20歳到達者への勧奨を行わず職権で適用することとなったことにより、学生への年金制度の周知及び未納対策の観点から、学生納付特例事務法人の拡大を図りたい。

回答

老齢・退職を理由とする年金の受給資格期間を満たした厚生年金保険被保険者が65歳に到達した場合において、扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の第一号被保険者への加入手続きについては、日本年金機構において、対象の方へ加入手続きの勧奨状を送付し、その後手続きがなされない場合は職権での第一号被保険者への種別変更手続きを実施しておりますが、国民年金法第12条の規定に基づき、まずは被保険者から加入手続きを行っていただくことが前提になるものと考えておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

また、海外への転出者、海外からの転入者に係る適切な資格管理については、日本年金機構と連携しながらその対策を検討してまいります。

学生納付特例事務法人等の拡大の取り組みについては、各地方厚生（支）局や日本年金機構から学生納付特例対象校に対して周知に努めているところです。

今後とも、日本年金機構とも連携しながら、引き続き学生納付特例事務法人等の拡大に向けて取り組みを進めてまいります。



(2) 年金生活者支援給付金制度の支給要件について

要望

年金生活者支援給付金の支給要件等の判定基準日が法令により規定されていないため、年度途中で世帯構成が変更された場合や、所得の修正申告が行われた場合においては、その都度、支給要件に該当するかどうかの判定が必要となっている。また、市区町村によって案内の方法も異なっている。

これらのことから、年金受給者間の公平性の確保のため、支給要件等の判定基準日を設定すると同時に、より判定が簡素化するように支給要件の緩和を要望する。

回答

日本年金機構では所得情報について国保中央会ルートを基本としつつ、マイナンバー情報連携等も利用しながら取得しているところですが、支給要件等の判定基準日については、機構及び市町村の事務処理やシステムの処理機能等を勘案し、それぞれの方法において実務上できる限り新しい所得情報が入手できるよう、時点を整理しております。所得情報等の把握方法及び時点については、「年金生活者支援給付金事務処理概要」でもお示ししていますので、ご確認いただけますと幸いです。

(3) 年金生活者支援給付金制度の周知について

要望

日本年金機構から、新たに支給対象となった者への案内がされずに、請求手続が遅れるなど、本来受給できるはずの期間と金額が少なくなってしまうことが少なからず発生している。要件に該当する世帯には、日本年金機構が責任を持って、対象者に周知を行うよう要望する。

回答

新たに支給対象になった方へのご案内としましては、毎年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方に対して、日本年金機構から簡易な給付金請求書（はがき型）をお送りし、また65歳に到達して新たに老齢基礎年金の請求を行う方に対しては、同様に日本年金機構から65歳の誕生月の3か月前に、A4サイズの給付金請求書を年金請求書と同封して送付するなどして、できるだけ多くの方に申請を行っていただくように努めております。

また制度自体の周知につきましては、厚生労働省と日本年金機構が連携し、今年度におきましてもインターネット広告、サイネージ、チラシ、ポスター等を通じて幅広く実施する予定です。

(4) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について

要望

現在、市区町村から「国保中央会ルート」で行われている所得情報データ提供であるが、法改正等によりシステム改修が発生している等の事務負担が発生していることから、市区町村での情報提供が不要となるよう、全ての対象者の所得情報について、日本年金機構が責任を持って、マイナンバーを活用した情報連携により、所得情報を取得する方法に早期に改めるよう要望する。

回答

現時点において、給付金の支給対象者全てについて、マイナンバー情報連携を活用して所得情報を取得することは、システムの処理機能などから限界があると認識しており、引き続き市町村から国保中央会等を通じて所得情報を提供いただく必要があると考えております。ご提案のような方法につきましては、今後の事務処理の参考とさせていただき、所得情報の取得に係る事務処理においてより高い公平性・効率性を確保できるよう努めて参ります。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

要望

年金事務所及びねんきんダイヤルへ電話が繋がらないことについて繰り返し要望してきたが、未だ状況が改善されていない。ようやくつながった電話でも誤った案内や説明漏れが多く、市区町村への苦情が絶えない状況にある。

日本年金機構は、年金事務所、ねんきんダイヤル及びねんきん加入者ダイヤルにおいて正確な応答ができるようスキルの抜本的改善を図るとともに、人員体制を整え、回線数を大幅に増加して応答率の向上を図ること。

あわせて、高齢者が電話しやすいよう自動音声案内ガイダンスを見直すことやねんきん加入者ダイヤルについては氏名検索・配偶者情報等回答項目を追加し、迅速に照会対応することを検討されたい。

また、近年増加している海外転出者等へ対応するため、電子メールによる問合せや回答の開始を検討するよう要望するとともに、書類の誤発送等の事務処理上の問題も散見されることから、適正な事務処理体制の確立を早期に実現されたい。

回答

日本年金機構では、年金事務所におけるお客様サービス水準の標準化を目的に、全ての年金事務所に対し、半期(上期・下期)に1回、無予告でお客様へのサービス状況を点検確認及び聴取しています。この中で、電話対応(3コール以内に出る)も点検の対象としており、その改善に取り組んでまいります。

また、当機構では、国民年金に関する電話相談に広く対応できるよう「ねんきんダイヤル」「ねんきん加入者ダイヤル」を設置していますが、継続的に業務効率化に努めており、令和元年度は、両ダイヤル合わせて460万件を超える相談を行っております。今後は、更なるお客様の利便性向上及び入電数の平準化に向け、ホームページにおけるQ&Aの充実やチャットボット機能の導入、更にはインターネット予約サービスの導入などの取組を順次実施していく予定です。

なお、「ねんきん加入者ダイヤル」では、個人情報保護の観点から、外部委託業者のオペレーターに対して氏名検索等を許可しておりません。お客様の大切な個人情報を守るための措置となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

一方、電子メールによる相談対応につきましては、メール送信元の正当性を確実に確認することができないため、なりすましによる個人情報漏えい防止等の観点から、現時点では実施することは困難です。しかしながら、海外居住者をはじめ様々な方から同様の要望が寄せられていることもあり、ご要望の趣旨を十分理解し、今後、まずは海外居住者を対象として本人確認手段や、お問い合わせ環境の整備等も含めて、年金相談対応が可能となるよう検討してまいりたいと考えております。

また、適正な事務処理を行うため、事務処理の正確性の確保に対する取組を進めてまいります。



(2) 市区町村及び組織内連携の強化について

要望

市区町村からの電話照会についても同様につながりにくく、記録の照会が必須である窓口業務が滞る大きな要因となっている。

日本年金機構では、事務権限が明確に分かれ、組織内での連携が取れていない状況があり、免除の受付事務等に支障をきたしている。また、市区町村からの疑義に対する担当窓口が分かりにくく、速やかに回答を得られない実態がある。

今後、市区町村への協力・連携を求めるならば、まずは組織内での連携の強化を図り、市区町村の照会に対して速やかに対応できるよう体制を整えられたい。

回答

市区町村からの電話照会につながりにくい状況については大変ご迷惑をおかけしておりますが、年金記録のうち、基礎年金番号に紐づく被保険者記録は、ねんきん加入者ダイヤル（市区町村用）で照会対応を行っておりますので、ぜひ、そちらをご利用ください。

そのほか国民年金事務に関する市区町村からの照会については、原則として管轄の年金事務所にて対応させていただきますが、提出された届書等の個別の状況については事務センターより回答させていただくことがあります。

市区町村からの照会や受付いただいた申請書等に対して速やかに対応できるよう、引き続き組織内連携の強化を図ってまいります。

(3) 外国人住民サービス向上について

要望

日本で暮らす外国人住民が信頼感を持ち安心して年金に加入してもらえるよう、各種様式、パンフレット等の多言語対応はもちろん、日本語に不案内なことによる不利益が生じることのないよう外国語に対応できるダイヤルサービスの構築など、外国人住民サービスの向上を図られたい。

また、氏名の読み方が異なる場合等は、過去の記録とつながらないといった事態が容易に起こり得ることから、入国時の登録やマイナンバーの情報連携を用いた一貫した対応について早急を実施されたい。

回答

多言語対応については、外国人住民の方が各種手続き等を円滑に行うことができるよう、外国語版による国民年金制度周知用パンフレットの言語を9カ国語から14カ国語に拡大するとともに、日本年金機構ホームページに掲載しました。

また、令和2年10月からは、日本語が不自由な外国人のお客様が市区町村の国民年金窓口に来られた際に、円滑な窓口対応が可能となるよう、電話による多言語通訳サービス（10カ国語）の提供を開始する予定としており、これまでに400を超える市区町村が利用を希望されています。

氏名の読み方が異なる場合等は、資格取得時に個人番号及び基礎年金番号により届出いただいた場合は、過去の記録と繋げることは可能ですが、個人番号及び基礎年金番号の記載のない方については、社会保険オンラインシステムとは別のシステムにより、ローマ字氏名索引を実施し、疑重複者の有無を確認することにより、重複付番の発生防止に努めてまいります。

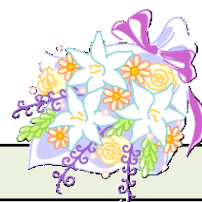
年金局からの連絡

市区町村国民年金事業功績 厚生労働大臣表彰



厚生労働省では、毎年、国民年金事業に対する功績が特に顕著であって、他の模範と認められる市区町村に対し、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて国民年金事業の発展に寄与することを目的に、市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰を実施しております。しかしながら、今年は現下の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から表彰式の開催を中止したため、受賞された皆様に直接お祝いの言葉をお伝えすることが叶いませんでした。今年度の被表彰者は、**青森県南部町**、**東京都町田市**、**神奈川県小田原市**、**岡山県赤磐市**、**福岡県筑後市**の5市町です。

受賞された自治体のみなさま、おめでとうございます！



以下、表彰された市区町村の取り組みをご紹介します。

市区町村	取り組み
南部町 (青森県) 納付率80.8%	<ul style="list-style-type: none"> ● 町という小規模自治体でありながら、年金事務所と連携し、「平成30年度納付率80%達成」という共通目標を設定し、人身体制を2名から3名に増員し、納付率の目標を達成。
町田市 (東京都) 納付率69.2%	<ul style="list-style-type: none"> ● 市主催で、特別支援学校に在籍している生徒の父兄を対象とした障害年金関係の説明会を平成28年より毎年開催するなど制度周知を図り、障害年金に関する知識を有する市職員を窓口配置し、難度が高い相談についても市の窓口で対応を行うなど障害年金について、手厚い対応を行う。 ● 年金事務所が実施している免除勧奨に市役所の封筒を使用し、加えて対象者の電話番号を年金事務所に提供し、開封率向上に貢献。
小田原市 (神奈川県) 納付率72.7%	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ケーブルテレビ、ラジオ、動画共有サービスの市公式チャンネル、競輪場の電光掲示板等の様々な広報媒体を活用した制度周知に努める。 ● 窓口「口座振替・クレジットカード納付申出書・事務所返信用封筒」の三点セットを常備し、来訪者に必ず案内を行う。
赤磐市 (岡山県) 納付率79.1%	<ul style="list-style-type: none"> ● 当市は平成30年7月から8月の2ヶ月間、豪雨災害による納付督促中止期間があったにもかかわらず、市独自で作成したリーフレットによる保険料納付及び免除制度に係る説明を行うことで未納期間の発生防止を行い、納付率、口座振替等の実績が前年度を上回った。 ● 年金事務所と市の母子保健担当課や障害担当課が連携し、産前産後保険料免除や障害年金等の制度周知に努める。
筑後市 (福岡県) 納付率76.2%	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害基礎年金が裁定された方に対し、裁定後すぐ電話連絡をし、法定免除の提出勧奨を実施するなど免除勧奨に貢献。 ● 市内に所在するプロ野球球団の寮で、新入団選手（外国人選手含む）に対して、年金制度説明会と納付勧奨を実施するなど創意工夫を行い、制度の周知を実施。



付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

お手続きをご希望の方は、市区役所及び町村役場またはお近くの年金事務所へ速やかにお申し出ください。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。

この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）から印刷をするか、市区役所・町村役場の窓口または年金事務所に備え付けてあります。

地域の独自情報

編集後記

今年是全国都市国民年金協議会総会及び研修会が中止となるなど、市区町村職員の皆様とお会いしてお話する機会に恵まれませんでした。昨年は「かけはし」に対する感想を直接いただいたこともあり、今年はどのようなお話しができるかなと楽しみにしていただけに非常に残念でした。さて、この第66号が年内最後の「かけはし」になります。隔月発行ではありますが、今年も「かけはし」をご愛読いただきありがとうございました！これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。来年もどうぞよろしくお願いたします。